

岸和田市学校給食食物アレルギー対応委員会傍聴規程

(趣 旨)

- 1 この規程は、岸和田市学校給食食物アレルギー対応委員会傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

- 3 傍聴人の定員は、15人とする。

(傍聴人の決定)

- 4 傍聴人は、会議開始予定時刻の30分前から会議開始予定時刻までの間に先着順により決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

- 5 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議場内における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場内において発言しないこと。
 - (3) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (4) 会議場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長が特別に承認した場合は、この限りでない。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

- 6 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。